

**学校教育法施行令第22条の3に該当する障がいのある児童生徒の就学先決定の流れ**

早期からの本人・保護者への十分な情報提供

本人・保護者への事前の情報提供が大切です。関係機関と連携・協力し、就学期における特別な支援が必要な幼児の把握と「**個別の教育支援計画**」を作成・活用した支援を進めます。

学齢簿の作成（10/31まで）

**教育支援委員会（仮称）**

既存の市町村就学指導委員会の機能を拡充して就学相談を進めます。

就学時健康診断（11/30まで）

22条の3への該当判断

学校教育法施行令第22条の3に該当することは、**特別支援学校へ就学するための必要条件**です。

就学に関するガイダンス

就学先決定についての手続きの流れや就学先決定後も柔軟に就学先を見直していくことなどについてあらかじめ本人・保護者に十分に説明することが大切です。

**総合的に判断**

「**個別の教育支援計画**」を作成・活用しながら、次の点も考慮しながら、総合的に判断をします。

- 支援機関等からの情報収集、複数の目での**行動場面の観察**をします。
- **体験入学**の実施をし、本人、保護者が入学した際のイメージを持ちやすくします。
- 保護者面談で、子供の発達や障がいの状態、これまでの療育や教育の状況、就学先に対して**保護者が希望することなどを聴取**します。
- 「教育支援委員会（仮称）」の教育学、医学、心理学等の**専門家等から意見聴取**をします。
- 子供の就学が考えられる**地域の体制の整備状況を調査**します。

市町村教育委員会が就学先を最終決定  
※ 保護者への入学期日等を通知（1/31まで）

本人・保護者の意見を可能な限り尊重し、「**本人・保護者**」「**学校**」「**市町村教育委員会**」で合意形成を図り、最終的に市町村教育委員会が就学先を決定します。

**特別支援学校、小・中学校への就学**

保護者及び専門家からの意見聴取を、小学校や特別支援学校小学部への就学時のみならず、小学校から特別支援学校中学部等への進学時や転学時にも実施し、十分な教育が受けられるよう、就学先決定後も柔軟に就学先を見直していくこととなります。その際、「**個別の教育支援計画**」の**作成・活用、引継ぎ**が重要です。